

第29回 J A 青森県大会議 議案 【要 約 版】



持続可能な農業と地域の実現

～10年後も元気な農業と地域をめざして～
さらなる深化を！



J A グ ル ー プ 青 森
青森県農業協同組合中央会

J A 綱 領

—わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

は じ め に

J Aグループ青森は、農業・J Aを取りまく課題に対する認識を統一・共有し、今後のめざすべき姿や方向性、取組事項等を確認するため、3年毎に「J A青森県大会」を開催しています。

第28回J A青森県大会（平成30年11月30日開催）におけるJ Aグループ青森のめざす方向は、農業と地域社会に根ざし、社会的役割を果たす組織として「10年後も元気な農業と地域をめざす」を掲げ、農家組合員の農業所得増大をはかるための方策やJ Aの活動基盤である地域活性化、組織・経営基盤の強化等の取組みをすすめてきました。

前回大会から今日までの農業・J Aを取りまく環境をみますと、本県の農業産出額は3,000億円超を維持し生産農業所得も1,000億円台を維持しておりますが、足元では、正組合員の減少・高齢化による労働力不足や低金利環境の継続によるJ A収益の低下等、農業生産基盤とJ A財務・経営基盤の弱体化が懸念される状況が続いております。また、コロナ禍を契機とした価値観や社会・行動の変容のほか、SDGsや気候変動などへの社会的要請や環境変化についても、今後、農業やJ Aのあり方に影響を与えることが想定されます。

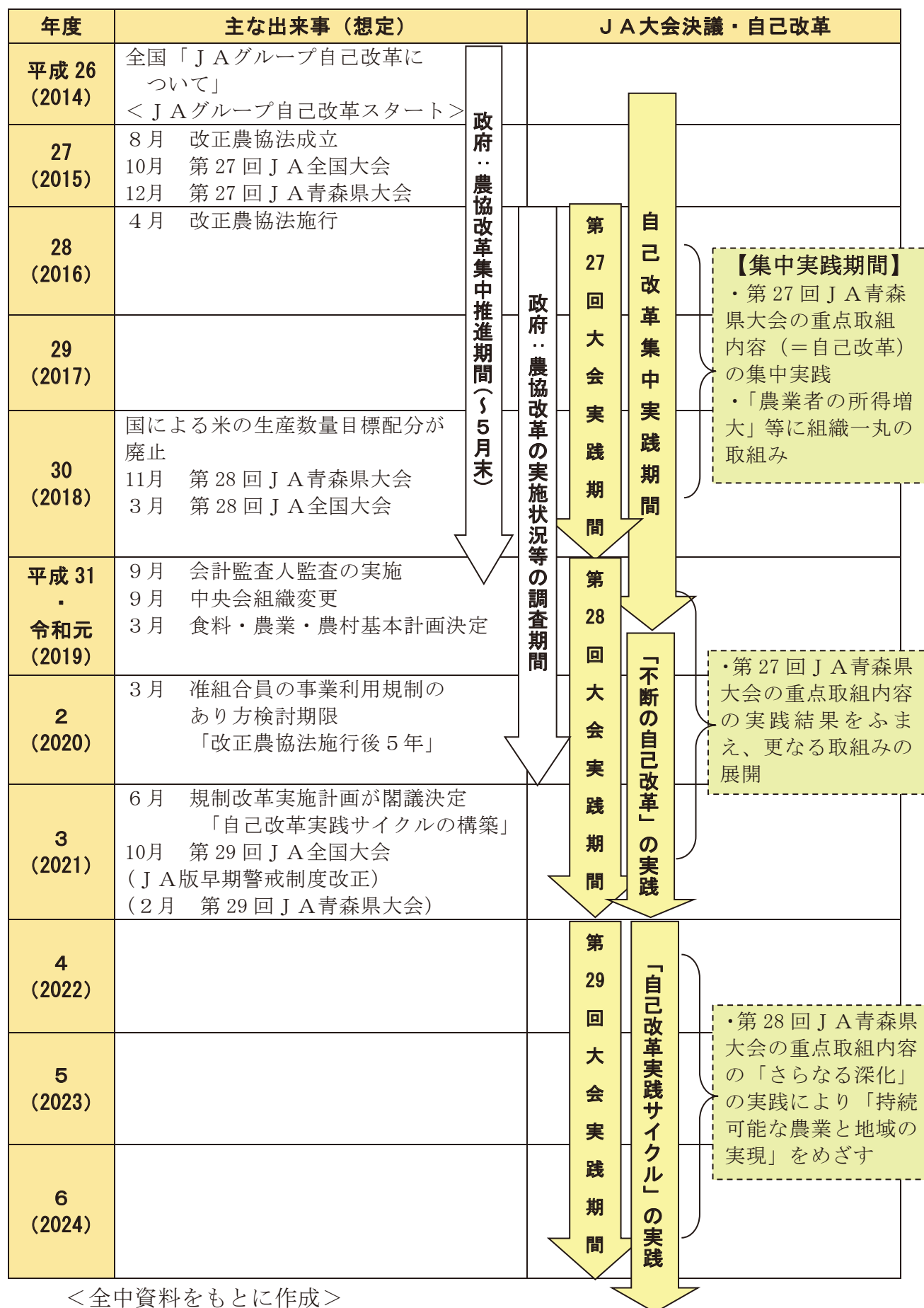
これらの現状をふまえ、第29回J A青森県大会では、前回大会の主題である10年後も元気な農業と地域をめざす取組みの“さらなる深化”により、『持続可能な農業と地域共生社会の実現』をめざすこととします。

そのため、今日の農業・J Aを取りまく環境を「3つの危機」として課題認識し、その解消に向け、4つの重点目標を掲げます。食料・農業基盤の確立と組合員・地域住民の豊かな暮らしの実現への取組み、それをすすめるための組織・経営基盤の強化、さらには、その土台となる食・農の重要性やJ Aグループをはじめとする協同組合の理解醸成を目標に取組みます。

また、組合員、地域住民に支持されるJ Aグループ青森であり続けるために、不断の自己改革をPDCAサイクルで実践し、協同組合としての社会的役割を果たし、大会実践期間（2022～2024年度）において着実にめざす方向に向けた取組みを行います。

連合会・中央会は、J Aの支援に全力を尽くします。

＜参考＞第 29 回 J A 青森県大会等の実践スケジュール



＜全中資料をもとに作成＞

目 次

I. J Aを取りまく情勢と課題	1
1. 全国のJ Aを取りまく情勢と課題	1
(1) 食料・農業・農村をめぐる情勢	
(2) 消費者・実需者ニーズを捉えた新たな需要の開拓	
(3) J Aの組織をめぐる情勢	
(4) J Aの経営をめぐる情勢	
(5) コロナ禍を契機とした価値観や社会・行動の変容と定着	
(6) 持続可能な社会実現への要請	
2. 青森県のJ Aを取りまく情勢と課題	4
(1) 青森県農業の現状と課題	
①農業産出額の増加と系統利用率の低迷	
②農業所得の増加	
③J Aへの農産物出荷経営体数の減少と多様な販売形態	
④基幹的農業従事者の減少と高齢化、農業生産法人・新規就農者の増加	
⑤耕地面積の減少	
(2) 青森県J Aの組織・経営・事業の現状と課題	
①正組合員の減少と高齢化、准組合員の増加	
②青年・女性部員の減少	
③共済事業、購買事業、貸出金の事業取扱高減少	
④事業総利益の減少	
(3) コロナ禍における現状と課題	
II. 第28回J A青森県大会決議の実践状況と課題（中間総括）概要	6
1. 元気な農業へ発進（重点目標）	6
(1) 担い手の育成・確保と労働力支援による強固な農業生産基盤の構築	
(2) 農業者の所得増大と農業生産拡大への取組み	
(3) 農業者の経営課題に対応した総合的な支援	
2. 豊かな暮らしへ発進（重点目標）	6
(1) J Aくらしの活動の推進と生活インフラ機能の発揮	
(2) 地域の諸団体との連携強化	
(3) 信用・共済事業での貢献	
3. 組織・経営基盤の強化（重点目標）	7
(1) 組織基盤の強化	
(2) 業務執行体制（ガバナンス）の強化	
(3) 持続可能なJ A経営基盤の確立・強化	
(4) 内部管理態勢の高度化	
(5) 協同組合運動を支える人材育成	
(6) J Aの事務負担軽減の実践	
(7) J Aグループ青森の組織整備	
4. 「食」「農」「協同組合」の理解醸成（重点目標）	8
(1) 「食」「農」「協同組合」の理解醸成に向けた取組み	
(2) 広報活動の強化	
(3) 協同組合の活動についての啓蒙	

Ⅲ. J Aグループ青森のめざす方向	9
Ⅳ. 重点取組内容	9
1. 食料・農業基盤の確立（重点目標）	9
（1）強固な農業生産基盤の構築へ向けた担い手支援と農業労働力確保支援	9
①新規就農者支援パッケージによる新規就農者の育成・確保支援	
②事業承継による後継者確保支援	
③集落営農組織の連携・広域化への取組み	
④多様な農業労働力確保対策	
（2）農業者の所得増大へ向けた取組み	10
①実需者ニーズに対応した販売力強化	
②J A農畜産物直売所を通じた所得増大への取組み	
③J A間提携の促進	
④畜産・酪農の生産基盤維持・拡大への取組み	
⑤県産農畜産物への理解・消費拡大の強化	
⑥生産・流通コストの低減	
⑦消費者との信頼を築く食の安全確保対策	
⑧高品質・安定生産対策の推進	
⑨水田フル活用と主食用米の需給安定へ向けた取組み	
⑩知的財産等の活用による付加価値向上の取組み	
⑪信用事業での支援	
⑫共済事業での支援	
（3）農業者の実態に応じた総合的な支援	11
①ニーズに対応した出向く活動の強化と満足度向上をはかる総合事業提案	
②農業経営管理体制の確立と人材の育成	
③営農指導事業強化に向けた階層別営農指導員の育成	
④経営高度化に向けた営農 I C T 情報システムの取組み	
（4）地域の実態に応じた地域農業の振興	12
①10 年後の地域農業を見通した地域農業振興計画の策定と実践	
2. 豊かな暮らしの実現（重点目標）	13
（1）J A 暮らしの活動の推進と生活インフラ機能の発揮	13
①J A 暮らしの活動の取組み	
②食農教育の取組み	
③生活インフラ機能の発揮	
（2）地域の諸団体との連携強化	13
①地方公共団体との連携強化	
②他の協同組合や地域の諸団体との連携強化	
（3）信用・共済事業での貢献	13
①信用事業の展開	
②共済事業の展開	
③信用・共済事業の連携した取組み	
3. 組織・経営基盤の強化（重点目標）	15
（1）組織基盤の強化	15
①青年・女性部員等の組合員加入促進	

②正・准組合員の運営参画強化	
③青年組織・女性組織の活性化	
④組合員学習活動の促進	
(2) 持続可能なJA経営基盤の確立・強化	15
①総会・総代会への意思反映の強化	
②女性・青年層の理事等登用	
③将来見通しをふまえた中期経営計画等の策定・見直し	
④経済事業の収益力向上への対応	
⑤信用事業での取り組み	
⑥共済事業での取り組み	
⑦デジタル対応の取り組み強化	
⑧組織再編における経営基盤強化	
(3) 経営の健全性確保と内部統制の確立・強化	16
①JA経営のPDCAサイクルの確立・強化	
②ガバナンス・内部統制の確立・実効性向上	
(4) 協同組合運動を支える人材育成	17
①人材育成基本方針に基づく人材育成	
②教育研修を通じた人材育成	
(5) 不断の自己改革の取り組み	17
①自己改革の着実な実践と進捗管理	
②自己改革を伝える取り組み	
4. 「食」「農」「協同組合」の理解醸成（重点目標）	18
(1) 「食」「農」「協同組合」の理解醸成に向けた取り組み	18
(2) 戦略的な広報活動の展開	18
①情報発信力の強化	
②広報の体制強化	
③組合員・地域住民向け広報誌等の充実	
(3) 協同組合の活動についての啓蒙と	
「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組み	18
①協同組合の活動についての啓蒙	
②「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組み	
用語解説	19
<参考資料>	
第29回JA青森県大会議案策定の経過（議案審議日程表）	22

【全体イメージ】

主
題

持続可能な農業と地域の実現

～10年後も元気な農業と地域をめざして～
さらなる深化を！

め
ざ
す
方
向

持続可能な 農業の実現

安全・安心な農畜産物を安定的に供給し、農業者の所得増大をはかる
「農業」を実現

持続可能な 地域共生社会の実現

総合事業を通じて、地域の一員として多様な関係者とともに「地域共生社会」を実現

協同組合としての社会的役割を果たす

不断の自己改革 PDCA サイクルの実践

課題と
解消に向けた
重点目標

JAグループ青森の課題と4つの重点目標

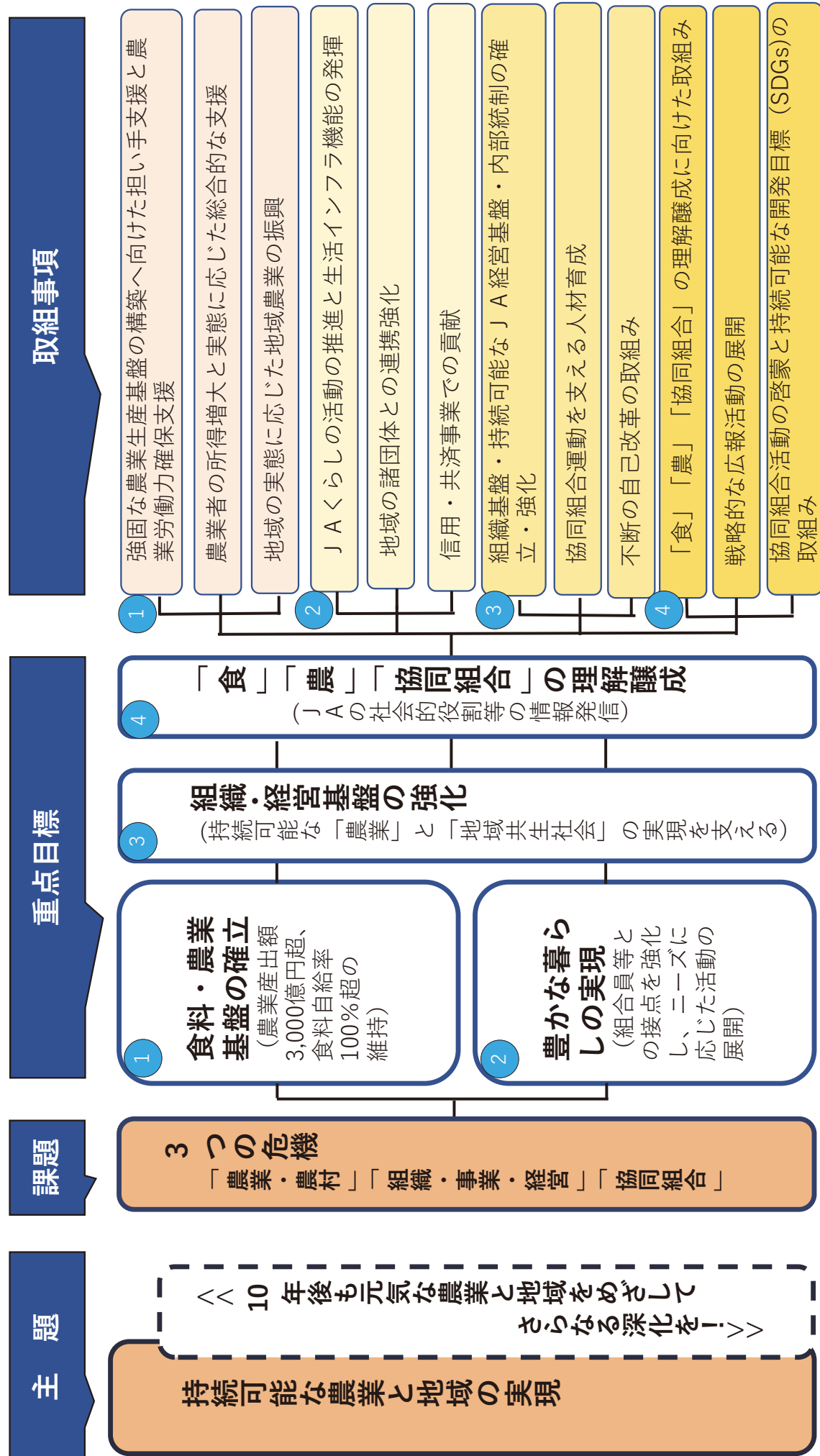
食料・農業
基盤の確立

3つの危機
「農業・農村」
「組織・事業・経営」
「協同組合」

豊かな
暮らしの実現

組織・経営基盤の強化

「食」「農」「協同組合」の理解醸成



I. JAを取りまく情勢と課題

1. 全国のJAを取りまく情勢と課題

(1) 食料・農業・農村をめぐる情勢

国土交通省は、人口減少の進行、急速な高齢化などをふまえた国土の長期展望として、2030年時点で日本の総人口は約1億1千9百万人へ減少、65歳以上が50%を占める市町村の数は10%を超える。

特に、農村部の人口減少と高齢化は歯止めが掛からず、基幹的農業従事者は2010年から2020年にかけて約70万人もの大幅な減少がすすんでおり、今後の10年間でも約50万人の減少が見込まれる。

	2010年	2020年（現在）	2030年（推計）
①基幹的農業従事者数	205万人	136万人	83万人
うち、65歳以上 （全体に占める割合）	125万人 （61%）	95万人 （70%） 	57万人 （70%）
②販売金額別の経営体数の割合 （販売額シェア）			
販売金額1,000万円以上 （上段：経営体数、下段：販売シェア）	7.9% （67.4%）	11.8% （77.0%） 	18.8% （83.7%）
販売金額300万円未満 （上段：経営体数、下段：販売シェア）	79.2% （14.3%）	71.9% （8.8%） 	58.1% （5.1%）
③新規就農者数	55千人	55千人（注1）	53千人
うち、49歳以下	18千人	19千人	24千人
④JA出資型農業生産法人	146法人	386法人	
⑤農地面積	459万ha	437万ha	392万ha（すう勢） 414万ha（目標）
⑥食料自給率（カロリーベース）	39%	38%（注1）	45%（目標）
（元データ） ①②農水省「農林業センサス」よりJA全中推計 ③農水省「新規就農者調査」より全中推計 ④全JA調査 ⑤農水省「耕地及び作付面積統計」および「食料・農業・農村基本計画」 ⑥農水省「食料需給表」および「食料・農業・農村基本計画」			注1）2019年時点

(2) 消費者・実需者ニーズを捉えた新たな需要の開拓

消費に目を向けると、高齢化の進行や単身・共働き世帯の増加等を背景に、食の簡便化・外部化のニーズが高まっていた中で、コロナ禍を契機に、eコマースの利用が一層すすむ一方で外食需要が落ち込むなど、消費行動の変化が加速している。

	2010年	2020年（現在）	2030年（推計）
①共働き世帯数 （下段、専業主婦世帯）	1012万世帯 797万世帯	1240万世帯 564万世帯	
②eコマース市場規模	7.8兆円	19.4兆円（注1	29.4兆円（注2
うち、食品	4千億円	18千億円（注1	
③ドライバー需要（下段、供給）	109万人（注3 99万人（注3	113万人 98万人	117万人（注4 90万人（注4

（元データ）

①総務省「労働力調査」

②経済産業省「電子商取引に関する市場調査」、野村総合研究所「ITナビゲーター2021」

③公益社団法人鉄道貨物協会推計値

注1）2019年時点

注2）2026年時点

注3）2017年時点

注4）2028年時点

（３）ＪＡの組織をめぐる情勢

ＪＡ組合員は、平成22年から准組合員数が正組合員数を上回る状態が継続しており、平成30年には、ＪＡグループ全体で正・准の組合員総数が前年比で減少に転じた。

また、正組合員の高齢化もすすんでいる。

ＪＡ数は、平成22年度以降の約700ＪＡから、平成27年度以降は1県1ＪＡまたは県域ＪＡ合併の進展もあり、令和2年度には584ＪＡまで減少し、今後の合併に向けた検討もすすめられている。ＪＡ職員数も減少がすすんでいる。

	2010年	2020年（現在）	2030年（推計）
①JA数 （うち県1JAおよび県域JA数）	715JA (5県)	584JA (10県)	481JA～529JA (14県～20県)
②組合員数	960万人	1,039万人（注1	1,007万人
うち、正組合員	471万人	423万人（注1	336万人
（上段）65歳以上の正組合員の割合 （下段）65歳未満の正組合員の割合	53.6% 46.4%	64.4%（注1 35.6%（注1	75.1% 24.9%
③職員数	172千人	152千人	
④事業総利益	18,866億円	17,441億円（注2	

（元データ）

①JA全中調べ ②総合農協統計および全JA調査よりJA全中推計（法人・団体組合員を除く）

③全JA調査 ④農水省「総合農協統計」

注1）2018年時点

注2）2019年時点

（４）ＪＡの経営をめぐる情勢

ＪＡの経営は、超低金利環境の継続等の要因により資金運用環境の好転が見込めず、足元の貸出金利息収入・共済付加収入の減少を主因に、事業総利益は減少傾向が続いている。今後、ＪＡ預金利息収入の減少等により、さらに厳しい収支環境が見込まれる。また、人口減少・高齢化の中、組合員の減少に伴う出資金の減少など財務基盤が弱体化する影響にも留意する必要がある。

ＪＡの部門別損益については、多くのＪＡで経済事業（農業関連事業＋生活その他事業）の赤字を、信用・共済の収益でカバーする構造となっており、赤字拡大の傾向も続くなか、収支改善は喫緊の課題となっている。

（５）コロナ禍を契機とした価値観や社会・行動の変容と定着

新型コロナウイルス感染症の拡大は、わが国の社会、人々の生活に甚大な影響をも

たらしめた。このコロナ禍により、社会を分断する流れや価値観・行動の変容がもたらされ、経済・生活、働き方、教育、行政、医療、防災など、さまざまな分野に不連続的な変化が生じており、これらの一部はコロナ禍が収束した後も定着するものと考えられる。

（６）持続可能な社会実現への要請

政府は、「SDGsアクションプラン 2020」を策定し、「行動の 10 年」として 2030 年の目標達成に向けた取組みを加速化していくことを示している。

SDGs の取組み分野は JA 綱領と親和性が高く、JA グループにおける基本的な価値観を共有するもので、JA グループは、令和 2 年 5 月に「JA グループ SDGs 取組方針」を制定している。

JA グループは、協同の精神にもとづき組合員と対話を重ね、メンバーシップ組織として、ともに課題解決に取組み、協同組合としての価値を高めていく必要がある。

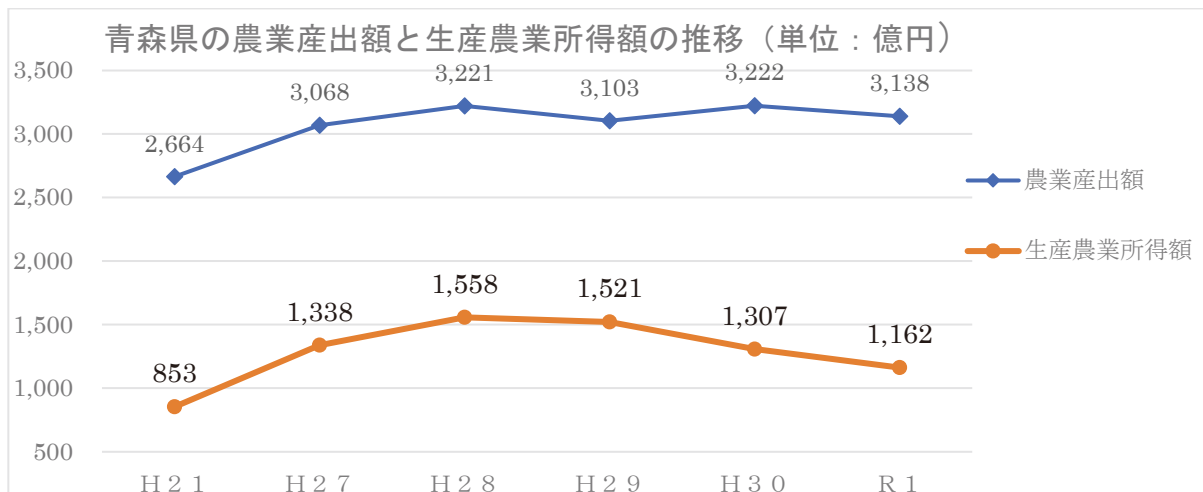
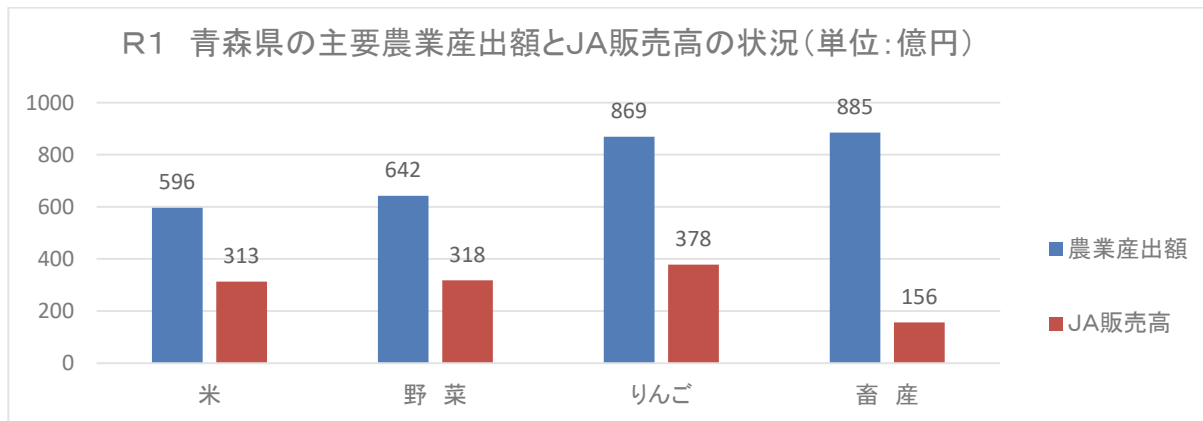
2. 青森県のJAを取りまく情勢と課題

(注1) 特に記載のない限り、平成21年度との比較。

(1) 青森県農業の現状と課題

① 農業産出額の増加と系統利用率の低迷

- ア. 農業産出額は平成27年度から5年連続で3,000億円台を維持している。令和元年度は、474億円(17.8%)増加して3,138億円となった。
- イ. 農業産出額の令和元年度内訳をみると、果実914億円(うち、りんご869億円)、畜産885億円、野菜642億円、米596億円となっている。増減対比では、全ての主品目で増加している。
- ウ. 令和元年度農業産出額は東北第1位、全国でも7位となっている。本県は、米、りんご、野菜、畜産がバランスよく生産されていることが強みであり、全国有数の農業県である。
- エ. 農業産出額は全ての主品目で増加している一方、JA占有率は全て減少している。



② 農業所得の増加

農業所得は、農業産出額の増加に伴い、平成28年度の1,558億円から減少傾向にあるものの、令和元年度は1,162億円となった。

③ JAへの農産物出荷経営体数の減少と多様な販売形態

- ア. 販売のあった経営体数は、令和2年度と平成27年度を比較して5,962経営体(17.6%)減少し、27,821経営体となった。

イ．主な出荷先別では、J Aは4,180 経営体減少し19,947 経営体、J A以外の集出荷団体(832 経営体減)、卸売市場(1,510 経営体減)とも減少している。一方、インターネットによる直接販売は22 経営体増加し、292 経営体となっている。

④ 基幹的農業従事者の減少と高齢化、農業生産法人・新規就農者の増加

ア．基幹的農業従事者は、平成22年度と比較して20,526人(29.9%)減少し、令和2年度は48,083人となった。また、基幹的農業従事者の平均年齢は、令和2年度より調査母数が増え(「販売農家」から「個人経営体」へ変更)されたものの、平成22年度と比較して2.2歳上昇し65.4歳となり、高齢化の進行が想定される。

イ．認定農業者は、10年前と比較して246人増加し、令和元年度は9,493人となっているが、平成27年度(10,504人)をピークに減少しており、平成29年度からは1万人を割っている。一方、農業生産法人は193法人(95.1%)増加して193法人となり、特に、株式会社形態の法人が20法人から166法人と大幅に増加している。

ウ．単年度の新規就農者は、平成24年度以来200人を超える状況となっており、令和元年度は292人となっている。

⑤ 耕地面積の減少

耕地面積は、平成22年度と比較して、令和2年度までに7,100ha(4.5%)減少して149,800haとなり、年平均では710ha減少している。

(2) 青森県J Aの組織・経営・事業の現状と課題

① 正組合員の減少と高齢化、准組合員の増加

ア．正組合員は、令和元年度までに12,186人(16.6%)減少して61,097人となり、年平均では1,200人程度減少している。一方、准組合員は、令和元年度までに3,242人(9.7%)増加して36,590人となった。

イ．正組合員の年齢別構成割合(令和元年度)は、70歳以上の占める割合が48.9%とほぼ半分となっている。特に、80歳以上の占める割合が3,455人増え22.2%を占めており、正組合員の高齢化率はますますすすんでいる。

② 青年・女性部員の減少

青年部員、女性部員とも減少に歯止めがかかっていない。

③ 共済事業、購買事業、貸出金の事業取扱高減少

事業取扱高は、共済保有高、購買品供給高、貸出金が減少し、貯金、販売品販売高は増加している。

④ 事業総利益の減少

事業総利益は、事業取扱高の減少により、令和元年度までに29億円減少した。事業利益は、事業管理費の削減により確保している。

(3) コロナ禍における現状と課題

新型コロナウイルス感染症の拡大によるコロナ禍を契機とした価値観や社会・行動の変容については、本県においても農業や地域のあり方、組合員の価値観・行動、J Aの事業・経営環境に今後、大きな影響を与えることが想定される。

Ⅱ. 第 28 回 JA 青森県大会決議の実践状況と課題(中間総括) 概要

1. 元気な農業へ発進(重点目標)

(1) 担い手の育成・確保と労働力支援による強固な農業生産基盤の構築

- ① 新規就農者の募集から定着までの行動段階ごとに J A のサポート内容、行政による補助内容を可視化した「新規就農支援パッケージ」を策定した。
- ② 各 J A で開設している無料職業紹介所を通じて求人、求職のマッチングに取り組んだ。今後は、J A 無料職業紹介事業の機能を強化するため、青森県 J A 農業労働力支援センターを主体に、J A と連携のうえ、マッチング率を向上させる等組合員の期待に応える必要がある。

(2) 農業者の所得増大と農業生産拡大への取り組み

- ① 水田活用米穀への作付け転換等、需要に応じた作付け誘導を実施するとともに、事前契約や契約栽培の拡大に組み、生産者手取りの安定と県産米の有利販売に取り組んだ。また、J A 農畜産物直売所キャンペーンを開催するとともに、食品安全表示法及び HACCP についての情報を共有した。
- ② 今後は、県産農畜産物への理解・消費拡大に向けて、本県産の特性や魅力を引き続き訴求するとともに、情報通信技術の活用等、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に対応した普及啓蒙活動に取り組む必要がある。

(3) 農業者の経営課題に対応した総合的な支援

- ① 常勤理事や T A C 等による集落営農組織、農事組合法人及び大規模農家を訪問し、営農指導・補助事業関係の情報提供や、J A、連合会に対する意見・要望を把握した。
- ② 組合員が J A に求めるニーズは変化し、多様化しているため、継続したニーズの把握に努め、組合員の満足度を高めていくとともに、組合員ニーズを踏まえた事業提案ができる職員の育成が必要である。

2. 豊かな暮らしへ発進(重点目標)

(1) J A ぐらしの活動の推進と生活インフラ機能の発揮

- ① 組合員・地域住民と J A とのつながりの強化をはかるため、J A における「ぐらしの活動担当部署」及び担当者を明確化し、ぐらしの活動のすすめ方や支店協同活動、食農教育に取り組んだ。
- ② 今後も引き続き、J A ぐらしの活動に取り組むとともに、総合事業を通じ、地域における生活インフラ機能を発揮していく必要がある。

(2) 地域の諸団体との連携強化

- ① 県漁連、県森連、県生協連の協同組合 4 団体連携の取り組みにより援農ボランティア活動、「協同組合運動と S D G s の取り組み」をテーマとした合同研修会を開催した。また、7 J A において行政との「地域見守り協定」を締結した。
- ② 今後も行政や地域諸団体、協同組合間での連携した取り組みを継続・拡充していくことが必要である。

(3) 信用・共済事業での貢献

- ① 信用事業では、J A バンクローンの残高伸長のために住宅関連業者営業の強化やネットローンの認知度向上に取り組んだ。また、新型コロナウイルス感染症の影響に

よるライフスタイル・ワークスタイルの変容も踏まえながら、個人ネットバンクや J Aバンクアプリなどの非対面チャネルの機能強化と取引拡大に取り組んだ。

- ② 共済事業では、「3 Q活動」、「はじまる活動」を引き続き実践した。また、県下 5 J Aにおいて「こどもくらぶ」を設置・運営し、子育て世代との接点強化に取り組んだ。
- ③ 今後も引き続き、総合事業としての優位性を発揮し、組合員はじめ地域住民の満足度向上のため、J A事業の積極的な展開に取り組む必要がある。

3. 組織・経営基盤の強化(重点目標)

(1) 組織基盤の強化

- ① 正組合員の維持・拡大のために、農業後継者の確保や一戸複数組合員の拡大及び女性正組合員の加入推進等に取り組んだ。
- ② 組合員の声を組合の運営や事業に反映させるため、役職員の全戸訪問活動や支店運営委員会の設置等の取組みを進めた。今後も組合員の声を聞き、対話を行うことにより、組合員が「わが J A」意識を持ち、積極的に組合の運営や事業に参画できるよう取組みを強化する必要がある。

(2) 業務執行体制（ガバナンス）の強化

- ① 女性総代数は県全体で 264 名（前年度 227 名）、比率は 6.4%となり、3 J Aが 10%以上となった。
- ② 今後も女性総代選出と資質向上のため、優良事例等の紹介や研修会の開催により、支援していく必要がある。

(3) 持続可能な J A経営基盤の確立・強化

- ① 持続可能な経営基盤を確立・強化するために、J Aグループ青森における取組み方向を定め、中期経営計画等の策定・実践について支援した。
- ② 今後も成長戦略と効率化戦略による目標利益を確保するための中期経営計画等の策定・実践をしていく必要がある。

(4) 内部管理態勢の高度化

- ① 総合事業を継続していくため、金融機関として求められる内部管理態勢の高度化や、内部統制システムの整備及び運用評価に取り組んだ。
- ② 今後も内部管理態勢の高度化をより一層強化するとともに、監事監査・内部監査の機能強化に取り組む必要がある。

(5) 協同組合運動を支える人材育成

- ① 求められる職員を育成するため、人材育成基本方針のもと、教育・研修計画等の策定に取り組んだ。また、協同組合理念に基づき、自ら気づき行動する職員の育成を支援するため階層別研修会や選抜型研修会等を開催した。
- ② 今後も人材育成基本方針のもと、着実な人づくりをすすめるために J Aにおける教育・研修計画の早期策定に向け働きかける必要がある。

(6) J Aの事務負担軽減の実践

- ① 信用事業では、各 J Aにおいて金融店舗・ATMの再編を検討し、再編計画の策定・実践に取り組んだ。さらに J A窓口事務の効率化・組合員の利便性向上を目指し、個人・法人ネットバンクの機能改善や J Aバンクアプリの導入に取り組んだ。
共済事業では、既存の引受基準や引受審査に関するルールの見直しを行い、事務

負荷軽減と転記漏れ・誤り防止をはかった。また、自動車画像認識システムの導入により、審査業務の効率化に向けた支援を行った。

- ② 今後も取組みをすすめ、さらなる業務の効率化をはかっていく必要がある。

(7) J Aグループ青森の組織整備

- ① 持続可能な経営基盤の確立・強化に向けてJ Aグループ青森としてのあり方・方向性を決定し、J Aに対して周知した。また新たな中央会においても、平成31年3月の臨時総会で決議した。
- ② 今後は、組織変更後の中央会が会員の負託に応え、総合調整を行う組織として評価されるよう引き続き会員との協議を行っていく必要がある。

4. 「食」「農」「協同組合」の理解醸成(重点目標)

(1) 「食」「農」「協同組合」の理解醸成に向けた取組み

- ① 情報発信のため、県と連携した県内イベントへの出店や、報道機関を対象としたプレスツアー等を開催した。
- ② 今後も報道機関との連携を深めて、情報発信の強化をはかる必要がある。

(2) 広報活動の強化

- ① 研修会を開催し、日本農業新聞への記事送稿及び広報誌の充実をはかるための支援を実施した。
- ② 今後も引き続き、広報体制強化のための取組みを行っていく必要がある。

(3) 協同組合の活動についての啓蒙

- ① 「協同組合とSDGsの取組み」をテーマとした協同組合4団体合同研修会を開催し、連携を強化した。
- ② 今後も協同組合4団体の連携をさらに強化して、県民等へ情報を発信していく必要がある。

Ⅲ. J Aグループ青森のめざす方向

J Aグループ青森は、第 28 回 J A青森県大会決議の「10 年後も元気な農業と地域」の達成をめざし、現在実践している取組事項の“さらなる深化”により、私たち自身と、子や孫、さらにその先の世代に続く『持続可能な農業と地域の実現』をめざす。

このため、「食料・農業基盤の確立」「豊かな暮らしの実現」「組織・経営基盤の強化」「食』『農』『協同組合』の理解醸成」を重点目標とする。

Ⅳ. 重点取組内容

1. 食料・農業基盤の確立（重点目標）

安全・安心な食料の生産県として、10 年後、過去 10 年間で最高となる 3,300 億円 of 農業産出額をめざすとともに、食料自給率 100%超を実現し続ける。

そのため、新規就農者の育成・確保や多様な人材が働きやすい農業環境を作り、販売力強化及び県産農畜産物の消費拡大をすすめる等により、食料・農業基盤の確立に取り組む。

（1）強固な農業生産基盤の構築へ向けた担い手支援と農業労働力確保支援

農業生産基盤の弱体化が懸念される中、農業生産振興や産地の維持拡大のためには、新規就農者や農業労働力の確保、集落営農組織の連携・広域化等の支援対策が必要である。

そのため、「親元就農」や「第三者承継」にかかる新規就農者の受入支援による担い手確保や無料職業紹介事業を中心とした農作業の働き手確保等について、J A、県段階及び行政等関係機関が一体となり取り組むことで、強固な農業生産基盤の構築をめざす。

特に、新規就農者については、青森県全体で年間 300 名以上の育成・確保をめざすとともに、J Aが関与する新規就農者数の増加をめざす。

①新規就農者支援パッケージによる新規就農者の育成・確保支援

新規就農者支援体制の構築に向け、モデル J Aにおいて策定した「J A版新規就農者支援パッケージ（募集・研修・就農・定着）」を参考に、自 J Aでの支援パッケージを策定する。

また、策定する「J A版新規就農者支援パッケージ」には、新規就農希望者が取組み易い作物に特化した多数の支援内容や希望する耕作面積から算定する経営収支目標等を盛り込み、取組みの見える化をはかる。

②事業承継による後継者確保支援

ア.「親元就農」対策として、正組合員の事業承継を円滑に進めるため、総合的に支援する体制を構築する。

また、「親元就農」を希望する後継者の情報を収集するとともに、事業承継に重要な「親子間の話し合い」等に向けた相談体制を整備する。

イ.「第三者承継」対策として、モデル J Aによる実証結果を参考に、事業承継の体制整備・支援方法を確立するとともに、希望する他 J Aに対し横展開をはかる。

③集落営農組織の連携・広域化への取組み

地域農業の維持へ向け、徹底した対話をもとに、集落営農の組織化・法人化を支援する。

また、生産・販売管理の効率化、人材確保の観点から集落営農の連携等をすすめるとともに、必要に応じて「農の雇用事業」をすすめ、人材確保について支援する。

④多様な農業労働力確保対策

無料職業紹介事業の機能強化に取り組むことで、求人・求職のマッチング率の向上をはかるほか、援農ボランティア、農福連携、人材バンク制度（農業応援隊）等により、農業労働力確保に努める。

また、緊急的な求人に対しては、人材派遣会社を通じ、迅速に人材を確保する。

（２）農業者の所得増大へ向けた取組み

実需者ニーズに対応した販売の強化、園芸品目を中心とした加工・業務用向けの対応強化、直販事業の拡大、直売所の強化、ＪＡ間提携の促進及び消費拡大宣伝活動の強化をすすめ、県産農畜産物の販売力強化に取り組む。

また、生産コスト低減に向けた土壌診断結果に基づく適正施肥や低コスト資材の開発・普及拡大に取り組むほか、流通コストの低減に向けた効率的な輸送体制の検討を行う等農家組合員の生産コスト低減に取り組むことで、農業者の所得増大をめざす。

①実需者ニーズに対応した販売力強化

米穀の需要に見合った作付誘導を実施するとともに、生産者を含む事前契約及び契約栽培拡大による安定生産・取引に取り組む。

②ＪＡ農畜産物直売所を通じた所得増大への取組み

ＪＡ農畜産物直売所を農業者と消費者を結ぶ拠点として位置づけ、直売所キャンペーンのアンケート結果等を活用して消費者ニーズを把握し、売れ筋農畜産物の生産提案を行うとともに、必要に応じて店舗の運営改善を行う。

③ＪＡ間提携の促進

複数ＪＡによる産地化及びブランド化を進め、施設等の共同化による選別基準の統一や高品質化に取り組み、有利販売をめざす。

④畜産・酪農の生産基盤維持・拡大への取組み

畜産では「あおり和牛」ブランド確立に向けて定時・定量・高品質生産に取り組むとともに、酪農では簡易牛舎事業と地域集団化酪農経営に取り組む。

⑤県産農畜産物への理解・消費拡大の強化

取引先の需要に応じた商品の企画・開発を行うとともに、商談会及び県産品フェア等への参画による広報宣伝活動に取り組む。

⑥生産・流通コストの低減

生産部会や農家組合員等への土壌診断書活用による土づくり運動の啓蒙活動強化と省力化栽培技術の普及拡大をすすめ、生産コスト低減に取り組む。

また、担い手ニーズに対応した低コスト資材及び共同購入トラクターの普及拡大に取り組む。

⑦消費者との信頼を築く食の安全確保対策

ア．組合員に対し、生産履歴記帳の徹底について指導する。

また、J Aの販売戦略に基づき、G A P（農業生産工程管理）の実践、第三者認証G A Pの取得に取り組む。

イ. H A C C P制度へ対応する体制を確立する。

また、自らの加工施設において加工した食品を直売所へ出荷している組合員に対し、H A C C P制度化へ対応するため、作業実施状況の記録と保存、改善について支援する。

⑧高品質・安定生産対策の推進

生産部会等を中心に各品目における高品質・多収栽培技術の普及拡大に取り組む。

⑨水田フル活用と主食用米の需給安定へ向けた取組み

主食用米の需給安定のために設定される生産目標数量の達成に向けた取組みを強化するとともに、生産者に対する生産調整の周知及び情報共有に取り組む。

また、需要に応じた水田農業の確立をはかるため、飼料用米や輸出用米、加工用米及び備蓄米等の水田活用米穀の適正な作付を推進する。

⑩知的財産等の活用による付加価値向上の取組み

地域ブランド確立に向け、地理的表示保護制度、地域団体商標や商標登録の活用及び機能性表示食品制度の活用等による農畜産物の付加価値向上と農業所得増大に取り組む。

⑪信用事業での支援

農業の領域において、農業者の所得増大に向けて、農業者への資金供給（融資等）、担い手へのコンサルティング等に取り組む。

⑫共済事業での支援

農業者・農業法人等のニーズに応じた万全な保障を提供していくため農業リスク分野を「ひと・いえ・くるま」に続く第4の柱に位置付け、農業リスク診断を通じた最適な農業保障・サービスの提供に取り組む。

（3）農業者の実態に応じた総合的な支援

担い手対応活動の強化や農業経営管理支援、総合的な事業提案により、組合員の満足度向上や課題解決、J A事業の利用拡大に取り組む。

また、「営農指導事業機能・体制強化方針」に基づき、営農指導事業の強化と計画的な営農指導員の育成に取り組むとともに、営農I C T情報システムを活用した組合員の経営高度化や営農指導事業の高度化等に取り組む。

①ニーズに対応した出向く活動の強化と満足度向上をはかる総合事業提案

組合員のニーズに応えるため、県段階と連携した「出向く活動」、「農業経営支援」、「総合事業提案」（生産・販売・購買・資金対応、農業リスク対応、会計、税務、労務管理、事業承継等）を強化し、満足度向上と事業利用の拡大に取り組む。

②農業経営管理体制の確立と人材の育成

販売実績データや経営分析診断書等を活用した経営相談等の実施により、農業者の所得増大に取り組む。

③営農指導事業強化に向けた階層別営農指導員の育成

「営農指導事業機能・体制強化方針」を策定し、同方針に基づく営農指導事業の強化と営農指導員育成研修体系を踏まえた計画的な人材育成に取り組む。

④経営高度化に向けた営農 ICT 情報システムの取組み

組合員の経営の高度化に向け、「営農 ICT 情報システム」の活用を促進し、農家組合員等が求める有効な情報提供に取り組む。

(4) 地域の実態に応じた地域農業の振興

地域農業振興計画の策定にあたり、農業構造の変化や組合員との対話を踏まえ、販売品取扱高の目標を設定するとともに、目標達成に必要な組合員数、耕作面積等の具体的数値目標や目標達成のための実践方策を設定し取り組む。

特に、目標達成に必要な組合員数については、事業承継や新規就農者支援、集落営農組織の基盤強化支援等により、確保すべき今後の地域農業を担うべき新たな担い手(組合員)を含め明確に設定し、これを「新たな担い手創出運動」と位置づけ、重点的に取り組む。

①10年後の地域農業を見通した地域農業振興計画の策定と実践

ア. 次期地域農業振興計画(もしくは中期経営計画)の策定にあたり、重点目標である「1. 食料・農業基盤の確立」において掲げた項目について、地域の実情に応じて盛り込む。

イ. 農業者の所得増大の観点から、10年後の地域農業を見通した生産数量や販売品取扱高についての目標を明確にするとともに、あわせて、目標達成に必要な組合員数(集落営農組織数及び構成員数も考慮)、耕作面積等の具体的数値目標と目標達成のための実践方策を設定する。具体化した数値目標と目標達成のための実践方策については、JAの次期地域農業振興計画等の実践期間に合わせ盛り込むとともに、その達成度合については、定期的な進捗管理を実施する。

なお、販売品取扱高の目標達成に向けた実践方策の一つとして、例えば、ドラッグストアなど他業種との事業提携や共同事業展開による販路の拡大及び商品開発による付加価値向上等をはかる具体的取組みを検討する。

2. 豊かな暮らしの実現（重点目標）

J Aの支店やファーマーズマーケット等を組合員や地域住民との接点の拠点として、組合員等のニーズに応じたくらしの活動の展開をはかるとともに、行政や地域の諸団体等との連携を通じ、豊かな暮らしの実現に取り組む。

（１）J Aくらしの活動の推進と生活インフラ機能の発揮

組合員・地域住民のくらしの中での様々なニーズや思いを実現し、J Aとのつながりの強化をはかるため、J Aくらしの活動に取り組むとともに、総合事業を通じ地域における生活インフラ機能を発揮する。

①J Aくらしの活動の取り組み

支店、直売所を拠点に青年部や女性部、行政及び地域の諸団体と連携し、J Aまつりや健康増進活動等の「J Aくらしの活動」に積極的に取り組む。

また、生活文化活動やJ Aの企画旅行等による「ふれあい機能」を最大限に活かし、組合員との接点強化に取り組む。

②食農教育の取り組み

地場産を中心とする国内農畜産物の消費拡大や組合員・地域住民の健全な食生活の実現に向けて、青年組織、女性組織をはじめ、行政、教育委員会等と連携し、引き続き食農教育に取り組む。

③生活インフラ機能の発揮

生活・購買、関係団体と連携し、地域の実態に応じたインフラ機能の発揮に取り組む。

（２）地域の諸団体との連携強化

地域の課題対応や食料・農業基盤の確立、豊かな暮らしを実現するために、行政や地域諸団体等との連携に取り組む。

①地方公共団体との連携強化

地域の課題への対応について市町村・県との連携を強化し、それぞれの地域での役割発揮（農業振興、災害対応、高齢者等見守り等）について、連携協定を締結し取り組む。

②他の協同組合や地域の諸団体との連携強化

豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて、他の協同組合や商工団体、NPO法人等と連携し、多様な人々のニーズに応える事業、活動に取り組む。

（３）信用・共済事業での貢献

J Aバンク・J A共済は、一人ひとりの組合員・利用者本位の最適な組合わせでの金融・保障サービスを提供していくことを通じて、農業・くらし・地域を豊かにしていくことをめざす。

①信用事業の展開

くらしの領域において、豊かなくらしの実現に向けて生活資金の供給、ライフプランサポート等に取り組む。

また、インターネットバンキングやアプリ等の非対面機能等を活用し、最適な組合員・利用者接点の構築・拡充に取り組む。

②共済事業の展開

組合員・利用者「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、農業・地域社会とより広く・より深く「繋がっていく」ことにより、組合員・利用者への「安心」と「満足」の提供、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組む。

③信用・共済事業の連携した取り組み

信用事業・共済事業間で情報連携をはかり、組合員・利用者に対して、最適な組み合わせでの金融・保障サービスにかかる相談、提案、提供、フォロー等の活動に取り組む。

3. 組織・経営基盤の強化（重点目標）

「食料・農業基盤の確立」「豊かな暮らしの実現」を支えるため、自己改革の実践サイクルを継続実施する等の不断の自己改革の取り組みにより、組織基盤・経営基盤等の強化に取り組む。

（1）組織基盤の強化

正組合員の減少と分化（大規模化、兼業化、離農等）及び准組合員の増加により、組合員構成は大きく変化している。加えて世代交代により「わがJA」意識も希薄化していることから、協同組合理念等の啓蒙をはかるとともに、組合員を対象とした地域農業・JAの理解、JA事業の利用、JAくらしの活動等への参加、JAへの意思反映・運営参画をすすめ、メンバーシップの強化に取り組む。

①青年・女性部員等の組合員加入促進

将来を担う農業後継者の確保、男女共同参画促進の観点から、JA青年部員・女性部員及び新規就農者等に対する組合員加入を働きかける。

②正・准組合員の運営参画強化

多様化した組合員のニーズに対応した組合運営をすすめるために、訪問活動等により組合員の声を聞き、対話を行う取組みを強化し、組合の運営や事業への参画をすすめる。

また、准組合員については「正組合員とともに地域農業や地域経済の発展を共に支える組合員」等と位置づけ、一層の事業利用と組合員組織や協同活動への参加をすすめる。

③青年組織・女性組織の活性化

ア．青年組織

すべての組織でポリシーブックの活用がすすむように支援するとともに、JA経営者層と青年部との意見交換会の実施等により対話に取り組む。

イ．女性組織

女性組織の部員数減少対策と活性化のための取組みの支援と目的別組織の活性化等に向けて取り組む。

④組合員学習活動の促進

ア．組合員意識を高めるため、協同組合理念等の浸透をふまえた学習活動（組合員研修会等）に取り組む。

イ．次世代組合員リーダー育成のために、青年組織・女性組織・生産部会等のリーダーを対象に、組合員大学の開催等JA経営を学ぶリーダー育成研修に取り組む。

（2）持続可能なJA経営基盤の確立・強化

JAは、将来にわたって持続可能な組織として役割を発揮し続けるため、地域農業の実態や経営環境をふまえ、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組む。

そのうえで、収支確保等が困難な場合などには、事業再編や施設利用のJA間連携、連合会との共同運営、組織再編等について検討する。

①総会・総代会への意思反映の強化

ア．女性総代選出の取組み

第5次男女共同参画基本計画の実践、女性の意見を反映したJA運営に取り組むため、達成に向けた方針を作成するとともに、環境・体制整備をはかり、総代15%以上、正組合員30%以上をめざす。

イ．准組合員の意思反映の取組み

「准組合員にかかる意思反映・運営参画促進要領」に基づき、意思反映・運営参画

に関心のある准組合員を対象に、訪問活動による対話、モニター制度等による意思反映に取り組む。

②女性・青年層の理事等登用

女性・青年層のJA運営参画を促進するため、JAの実態に応じた理事等登用への配慮についての方針を明らかにし、積極的な理事登用等に資する環境・体制整備に取り組む。

また、総合的な監督指針の規定に沿い、女性役員15%以上または3人以上をめざす。

③将来見通しをふまえた中期経営計画等の策定・見直し

収支シミュレーションの策定や部門別・場所別損益の把握・分析による課題整理を通じて、目標利益を設定し、経営基盤の強化に向けた具体的な戦略・戦術を検討し、中期計画等に反映し実践に取り組む。

なお、数値目標と行動計画はPDCA管理を行い、実績をふまえて収支シミュレーション・中期経営計画等の見直しを行う。

④経済事業の収益力向上への対応

購買事業や利用事業の運営効率化、生産拡大による利用率向上、JA間や県段階との事業連携の強化、物流の合理化、施設の共同運用、企業との連携等を通じて、経済事業利益の目標値（黒字幅の拡大、赤字幅の圧縮）に取り組む。

⑤信用事業での取り組み

店舗・ATMの再編、店舗事務効率化、経済事業の収益力向上・収支改善に取り組み、経営の持続性確保や、金融仲介機能発揮の推進役となる人材の確保をはかる。

また、渉外活動時の集金業務の口座振替やキャッシュレス等への切替え等、利便性向上やコスト削減・生産性向上に取り組む。

⑥共済事業での取り組み

契約者・組合員の年齢や加入内容、事業利用状況等をふまえ、契約者・組合員一人ひとりに“寄り添う”活動（3Q活動・はじまる活動）に取り組む。

⑦デジタル対応の取り組み強化

年々増加傾向にあるサイバー脅威に対して、サイバーセキュリティ対策強化などシステムリスク管理の高度化に取り組むとともに、行政のデジタル対応もふまえて公的個人認証等新たな本人確認の仕組み等への体制整備・対応に取り組む。

⑧組織再編における経営基盤強化

効率化戦略・成長戦略を実施したうえで、将来の収支シミュレーションにおいて、総合事業の前提となる収支確保や内部管理態勢の構築が困難な場合などには、事業再編や施設利用のJA間連携、連合会との共同運営、組織再編等について検討する。

（３）経営の健全性確保と内部統制の確立・強化

JAは、経営の健全性を確保し、不祥事等を未然に防止するとともに早期に発見する業務執行体制の構築や内部統制の強化に取り組む。

①JA経営のPDCAサイクルの確立・強化

早期警戒制度の改正をふまえて、業務を行う理事が組合員等の期待に応えるために、既存のビジネスモデルが機能しているかどうかの指標・モニタリングの強化に取り組む。

既存のビジネスモデルが充分機能していない場合、「組合員・利用者の視点」と「総合事業の視点」と「長期的な視点」を複合的に検討し、新たなビジネスモデルの再構築、指標の再設定及びモニタリングの強化に取り組む。

②ガバナンス・内部統制の確立・実効性向上

理事及び監事が経営のリスク情報を速やかに把握し、適切な経営判断（意思決定への十分な関与）と対応を行うことができるＪＡ理事会運営に取り組む。

コンプライアンスの確立・不祥事未然防止の取組みとして、内部統制を向上させるため、理事会が主導し、①現業部門における担当者の事務手続きの整備と遵守徹底及び管理職の知識向上等による検証強化、②リスク管理部門の監視強化、③内部監査部門の機能強化・監査品質の向上という３線モデルをもとにした体系的な取組みを整備し、その整備・運用の状況を監事が監査するというガバナンス・内部統制の確立に取り組む。

（４）協同組合運動を支える人材育成

ＪＡの理念に基づく「人材育成基本方針」を策定し、協同組合理念とＪＡ理念を理解・啓蒙するとともに専門的事業知識を有する職員の育成に取り組む。

①人材育成基本方針に基づく人材育成

人づくりの羅針盤として「求められる職員像」や「必要能力」を明確にした「人材育成基本方針」を設定・見直しし、それに基づく人材育成に取り組む。

また、「人材育成基本方針」に基づく人材育成をすすめるため、教育・研修計画の確立に取り組む。

②教育研修を通じた人材育成

協同組合理念の浸透やマネジメント能力をより高めるため、ＪＡ職員階層別マネジメント研修（ＪＡＭＰ）や新採用・一般職員基礎研修会への計画的な参加に取り組む。

（５）不断の自己改革の取組み

規制改革実施計画において、農林水産省がＪＡグループにおける自己改革の実践サイクルを指導・監督することが規定されている。

各ＪＡにおいて、担い手との対話を通じて必要となる取組みを決定・実践し、さらに、改革の実績を担い手に伝えて評価を把握し、取組みの改善につなげる等、一連のプロセスを毎年継続的に実施する。

①自己改革の着実な実践と進捗管理

「准組合員にかかる意思反映・運営参画促進要領」に基づき、地域農業を応援する意思の確認、意思反映・運営参画の対象者・手法を明確にしたうえで、准組合員の意思反映等の取組みを個別・具体的にすすめる。

また、自己改革の取組みの実践状況について、通常総会・総代会等において報告するほか、訪問や組合員との会合の場、アンケート調査等を活用して担い手等組合員へ伝え、その評価を把握する。さらに、その評価を踏まえ、必要に応じて自己改革の取組みの単年度行動計画等を見直すなど、ＰＤＣＡサイクルをまわし、改革を実践する。

②自己改革を伝える取組み

組合員及び地域住民等にこれまでの自己改革の実践状況（実績）や組合員からの評価を加えた取組み成果が伝わるように、広報誌の記事、ディスクロージャー誌の活動報告や総会・総代会における事業報告等に記載し、自己改革の取組み実績を発信する。

4. 「食」「農」「協同組合」の理解醸成（重点目標）

食料、農業、国産農畜産物の重要性や、本県の食料生産に大きくかかわるＪＡの社会的役割等の理解醸成を深める活動に取り組むとともに、戦略的な広報活動により、ＪＡグループ内外に積極的に情報発信を行う。

（１）「食」「農」「協同組合」の理解醸成に向けた取り組み

国産・地元産農畜産物の豊かさやそれを生み出す農業の価値等を伝えるために、「みんなのよい食プロジェクト」等を通じて、ＪＡグループ青森の各段階で「食」「農」「協同組合」に関する消費者等の理解醸成と農業を応援する行動につながる取り組みをすすめる。

（２）戦略的な広報活動の展開

広報活動を重要な経営戦略、事業計画の柱として位置づけ、地域住民の農業・ＪＡに対する理解醸成に向け、トップ広報や報道機関への積極的な情報提供等による情報の発信力強化や広報体制の強化に取り組む。

①情報発信力の強化

広報活動を重要な経営戦略・事業計画の柱として位置づけ、「食」への関心が高い子育て世代の女性層と次代を担う若年層を重点となる「訴求対象」として定める等、ＪＡグループ青森が一体となった情報発信の強化をすすめる。

あわせて、若者層の重要な情報入手手段となっている「ＳＮＳ」等のデジタル技術を活用した情報発信をすすめる。

②広報の体制強化

戦略的な広報活動を展開するために「広報活動方針」の策定・見直しを行うとともに、独立した部署の設置等による体制強化をはかる。

③組合員・地域住民向け広報誌等の充実

組合員・地域住民向け広報誌等の充実をはかるとともに、日本農業新聞への農業・ＪＡ関連記事の掲載等により、役職員による情報共有を通じて、広報活動の強化に取り組む。

（３）協同組合の活動についての啓蒙と「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の取り組み

他の協同組合と連携した情報発信や、持続可能な食料生産、農業振興、地域社会づくり等の実現に向け取り組むとともに、協同組合の精神のもと取り組みを拡充することで、協同組合の理念に近い考え方を持つ、ＳＤＧｓの基本理念（「誰一人取り残さない」）の達成に貢献する。

①協同組合の活動についての啓蒙

協同組合がもつ価値や活動が広範に支持されるよう、協同組合間で提携している他の協同組合と連携した情報発信等に取り組む。

②「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の取り組み

「ＳＤＧｓ取組方針」に基づいて、各取組みについて、目標設定と合わせて、事業計画や中期経営計画に位置づけて実践するとともに、積極的に情報発信を行う。

用語解説

五十音	用語・意味
あ行 あ	ICT IT は情報技術のことだが、これに、情報通信技術を加えて ICT という。(出典：「現代用語の基礎知識 2018」)
	アクティブ・メンバーシップ 組合員が積極的に組合の事業や活動に参加すること。JA においては、組合員が地域農業と協同組合の理念を理解し、「わが JA」意識を持ち、積極的な事業利用と共同活動に参加すること。(第 27 回 JA 大会決議より)
	アプローチリスト 新規開拓営業に必要となる基本情報が掲載されているリストのこと。
い	eMAFF 農林水産省に関する各種手続を、インターネットを利用して電子的に手続が行えるサービス。
	EC プラットフォーム インターネット経由で行われる商取引全般 (e コマース・EC) のシステム基盤。
	インターネットバンキング インターネットを介した金融取引サービス。
え	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 会員同士が交流できる機能をもつ会員制サービス。サービスにより異なるが、プロフィール交換、文章・写真・動画投稿、メッセージのやりとりなどができる。代表的なサービスに Facebook などがある。近年では Twitter、LINE など SNS に含まれることが多い。(出典：「現代用語の基礎知識 2021」)
	SDGs (Sustainable Development Goals) 2015 年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」。途上国の問題だけでなく、地球環境や都市、雇用、格差問題の解決など先進国にも関係する広範な目標を立てたもの。(出典：「現代用語の基礎知識 2021」)
	SDGs アクションプラン 2020 令和 2 年に SDGs 推進本部で策定され、4 つの重点事項 (①感染症対策と次なる危機への備え、②よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略、③SDGs を原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出、④一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速) に取り組むものとされた。
お	OJT On the Job Training の略で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法。
か行 か	カーボンニュートラル (脱炭素) 温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量が均衡すること。
	家族経営協定 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
き	機能性表示食品制度 国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度。
	GAP (農業生産工程管理 : Good Agricultural Practice) 農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動。食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。(出典：農林水産省「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」)
	業績評価指標 KPI (重要業績評価指標 : Key Performance Indicator) (政策ごとの) 達成すべき成果目標のこと。重要業績評価指標。(出典：内閣官房「日本再興戦略」)

五十音	用語・意味
く	GH（グリーンハーベスター）評価制度 農場や生産組織が「日本 GAP 規範」の示す内容をどの程度達成しているかを評価し、農業経営や生産技術などの改善指針を提供し、自己啓発に資する「GAP 教育システム」として開発された。
こ	コロナ禍 新型コロナウイルスの悪影響の総称。（出典：「現代用語の基礎知識 2021」）
さ 行 し	商標登録 消費者が商品やサービスを区別する上で目印となるネーミングやロゴマークを独占的に使用し、また類似した偽ブランド品などを排除できるようになる、「商標権」を取得するための制度。 食品表示法 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度。
す	スマート農業 ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。（出典：農林水産省ホームページ）
そ	早期警戒制度 農林水産省における「系統金融機関向けの総合的な監督指針」において、系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法として位置づけられる、収益性・信用リスク・市場リスク・流動性リスクについてオフサイト・モニタリングを通じて早め早めの経営改善を促していく仕組み。
た 行 た	TAC 「地域農業の担い手に向く JA 担当者」の総称。単協・連合会が一体となって地域農業をコーディネートする、「Team for Agricultural Coordination」の頭文字。
ち	地域共生社会 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。（出典：厚生労働省ホームページ） 地域団体商標制度 「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度。 知的財産権 知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される「他人に無断で利用されない」といった権利で、「知的所有権」や「無体財産権」という用語が使われることもある。 地理的表示 (GI) 保護制度 地域の伝統的な生産方法や気候・風土・土壌など生産地等の特性が品質等の特性に結びついている産品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度。
な 行 に	新常態（ニューノーマル）社会 社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着することを指す。2020 年、新型コロナウイルス感染症が世界中へ拡大したことにより、新たなニューノーマルが到来した。
は 行 は	HACCP 原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因分析（HA：Hazard Analysis）をした上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理システム。 パブリシティ マスメディアに情報提供し、記事または報道してもらう広報活動（有償広告ではない）。 半農半 X 農業と他の仕事を組み合わせた働き方。（出典：食料・農業・農村基本計画（2020 年 3 月決定））

五十音	用語・意味
ひ	PDCA サイクル 目標を達成するために、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4つを繰り返し行うこと。
ふ	フードバリューチェーン 農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぎ、それぞれが連携して付加価値を高めていくプロセスのこと。
ほ	ポリシーブック 青年組織の行動方針・政策提言集。盟友の抱える課題について、盟友同士が議論し、解決に向けた取り組みをまとめたもの。
ま 行 ま	マーケットイン 消費者や実需者の需要に応じて生産・供給を行うこと。
み	みどりの食料システム戦略 生産から消費までサプライチェーンの各段階において、新たな技術体系の確立とさらなるイノベーションの創造により、わが国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するもので、令和3年5月12日策定。

注）出典の記載がないものは JA 全中による。

(参考資料) 第 29 回 JA 青森県大会議案策定の経過(議案審議日程表)

月 日	内 容
6 月 21 日 (月)	第 1 回各連事務局会議 第 29 回 J A 青森県大会組織協議案(原案)作成依頼等
8 月 5 日 (木)	中央会理事会 第 29 回 J A 青森県大会の開催協議
11 日 (水)	第 2 回各連事務局会議 第 29 回 J A 青森県大会の開催検討
10 月 6 日 (水)	中央会理事会 第 29 回 J A 青森県大会の議案策定のすすめ方決定 ・「組織協議案策定検討会議」の設置決定
14 日 (木)	第 3 回各連事務局会議 第 29 回 J A 青森県大会組織協議案 (原案) 検討
19 日 (火)	第 1 回組織協議案策定検討会議 第 29 回 J A 青森県大会組織協議案 (原案) 協議
11 月 2 日 (火)	第 4 回各連事務局会議 第 29 回 J A 青森県大会組織協議案 (案) 検討
9 日 (火)	第 2 回組織協議案策定検討会議 第 29 回 J A 青森県大会組織協議案 (案) 協議
22 日 (月)	中央会臨時理事会 第 29 回 J A 青森県大会組織協議案決定 第 29 回 J A 青森県大会の開催決定 ・「第 29 回 J A 青森県大会開催要領」の決定
12 月 3 日 (金)	第 29 回 J A 青森県大会組織協議案説明会
24 日 (金)	第 5 回各連事務局会議 第 29 回 J A 青森県大会議案 (案) 検討
1 月 7 日 (金)	中央会理事会 第 29 回 J A 青森県大会議案 (案) 協議
20 日 (木)	中央会臨時理事会 第 29 回 J A 青森県大会議案決定
2 月 8 日 (火)	中央会理事会 第 29 回 J A 青森県大会決議 (案) 決定
8 日 (火)	第 6 回各連事務局会議 第 29 回 J A 青森県大会運営の確認
25 日 (金)	第 29 回 J A 青森県大会

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

＜第1原則＞自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や、社会的、人種的、政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

＜第2原則＞組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権(一人一票)を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

＜第3原則＞組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいはすべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立てることにより、自分達の組合を一層発展させるため。
- なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

＜第4原則＞自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

＜第5原則＞教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者、オピニオンリーダー—にむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

＜第6原則＞協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

＜第7原則＞地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。



J A グループ青森



耕そう、大地と地域の未来。